

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議
報告（素案）

1. はじめに

2. 特別支援教育に関する校内支援体制の充実

- 校内委員会の機能強化
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用
- 外部機関等との連携

3. 通級による指導の充実

- 通級による指導を受けている児童生徒数等
- 通級による指導の意義・課題等
- 通級による指導の実施形態等
- 通級による指導の評価・検証
- 通級による指導を担当する教員等の専門性向上

4. 高等学校における通級による指導の充実

5. 特別支援学校の専門性を活かした取組等

- 特別支援学校のセンター的機能の充実
- 通常の学級に在籍する第22条の3に該当する障害の程度の児童生徒への支援
- 特別支援学校を含む複数校が一体的に取り組む特別支援教育体制の構築
- 知的障害を対象とした通級による指導

6. おわりに

1. はじめに

- 少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する保護者等の理解や認識の深まりとともに、平成19年の障害の程度等に応じて特別の場で教育を行う「特殊教育」から子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への発展的な転換、平成25年の学校教育法施行令改正による就学先決定の仕組みの見直し（障害の状態に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、本人及び保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して個別に判断・決定する仕組み）、平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行に伴う不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮提供の法的義務化等により、特別支援学校だけでなく、小学校・中学校・高等学校等においても、特別支援教育を必要とする児童生徒が増加している。
- 学校教育は、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて重要な役割を果たすことが求められている。そのためにも「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が必要とされている。インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていくかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要である。
- 子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。このため、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」において、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われることが必要である。
- また、令和4年12月に公表された文部科学省の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」結果では、通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は、小中学校において

8.8%、高等学校においては2.2%となっておりいる。年齢が上がるにつれ、必ずしも困難な状況が改善されるわけではないことに留意が必要であるが、全ての通常の学級に特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があることが明らかになった。さらには、とともに、上述の就学先決定の仕組みの改正等により、特別支援学校への就学相当である学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒のうち、市町村教育委員会が障害の状態、教育上の必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況、その他の事情を総合的に勘案し、合理的配慮を含む必要な支援を受けながら通常の学級等で学んでいる実態がある。

- そのための環境整備として、小中学校の通級による指導の担当教員の基礎定数化（平成29年度～令和8年度）の着実な実施や、高等学校における通級による指導の制度化（平成30年度）等により、通級による指導の体制の充実を図るほか、通常の学級において、合理的配慮の提供や、特別支援教育支援員による支援などが行われている状況にある。
- これらのこと踏まえ、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念の更なる実現に向けて、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒へのより効果的な支援施策の在り方について、主に、校内支援体制や通級による指導の充実、特別支援学校の専門性を活かした取組等を中心に、本会議において検討を行ったところである。
- 本報告においては、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方についての具体的な方向性が示されており、今後、国においては、令和4年9月9日の障害者権利委員会における勧告の趣旨を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶ過ごすための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現のため、関連施策等の一層の充実を図ることが求められている。同時に、各教育委員会をはじめ学校現場の関係者各位におかれでは、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援がなされるよう、一層の取組をお願いしたい。

2. 特別支援教育に関する校内支援体制の充実

- 障害のある児童生徒を含む全ての児童生徒が、通常の学級において安全・安心に学ぶことができる学級経営が求められる。そのため、通常の学級担任等が、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人の実態を適切に把握し、集団における授業の工夫や合理的配慮の提供を行うことが重要となる。併せて、特別な教育的支援を必要としている児童生徒に対して、実態を把握し、適切な指導や必要な支援を行うためには、校長は特別支援教育を学校運営の柱の一つとして捉え、自らもが特別支援教育や障害に関する理解や認識を深めるとともに、自身のリーダーシップを発揮して、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任や通級による指導の担当教員等を中心とする校内の支援体制を構築し、通常の学級担任等を支えることができるよう、組織として十分に機能するよう校内支援体制の更なる充実を図ることが必要である。

(校内委員会の機能強化)

- 令和4年度に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒数に関する調査」結果（以下、「調査結果」という。）では、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合が、小中学校においては推定値 8.8%、高等学校においては推定値 2.2%であった。
- 調査結果では、学習面又は行動面で著しい困難を示している児童生徒のうち、校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断されている割合は、小中学校（推定値 28.7%）、高等学校（推定値 20.3%）であった。校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断されていない児童生徒については、そもそも校内委員会での検討自体がなされていないことが考えられ、校内委員会の機能が十分に発揮されていないなど、学校全体で取り組めていない状況が見受けられる。
- 校内委員会は、校長、副校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主任、通級指導教室担当教員、特別支援学級担任、養護教諭、対象の児童生徒の学級担任、学年主任、その他の必要と思われる者などで構成され、発達障害を含む障害のある児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に設置することとしており、公立の小学校・中学校・高等学校においては、ほぼ全ての学校で設置（小学校：100%、中学校：99.9%、高等学校：97.4%（平成30年文部科学省調査））されている。

- 各学校においては、校長のリーダーシップの下に、どの学級にも特別な教育的支援を必要としている児童生徒がいることを前提とした校内委員会の在り方について再点検し、例えば、校内委員会自体が形骸化しているなど、本来の果たすべき役割が機能していないのであれば必要な見直しを図り、全校的な支援体制を確立することが必要である。その際、校長は、校内委員会において中心的な役割を果たすこと~~が期待されているとともに、外部機関や専門家との連絡調整や保護者からの相談窓口など広範な任務を担う~~特別支援教育コーディネーターに相応しい教員を適切に指名し、その役割を校内において十分に果たせるよう体制を整える必要がある。
- また、校内委員会で支援の検討の対象とすべき児童生徒については、今回の調査結果で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合（小中学校：推定値 8.8%、高等学校：推定値 2.2%）を念頭に置きつつ、幅広く学校全体で支援を必要としている児童生徒の把握及び状況の共有を図るべきである。
- なお、現状の校内委員会の在り方として、学びの場の検討や個別の支援を中心には検討している傾向が見受けられる。そのため、校内委員会において支援策等を検討する際には、当該児童生徒の教育的ニーズを踏まえ、どのような支援を必要としているのかを把握し、一対応策を検討することが重要である。
具体的には、まずは、一学級集団における授業の工夫やICTを含む合理的配慮の提供、特別支援教育支援員の配置などにより十分に学べるのかを検討する。さらには、特別支援学校のセンター的機能の活用や外部の専門家と連携しながら支援する必要があるのかを検討するなど、通常の学級の中でできうる方策を十分に検討した上で、自立活動など特別の教育課程が編成できる通級による指導や特別支援学級の必要性を検討していくという段階的な検討のプロセスが大切である。その際、学習指導要領解説「指導計画の作成と内容」に示されている「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」と「手立て」の例を参考に、通常の学級における授業づくりの工夫改善に努めることが重要である。多様な学びの場となる通級による指導や特別支援学級の必要性を検討していくという段階的な検討のプロセスが大切である。

- さらには、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や、特別支援学校といった連続性のある学校や多様な学びの場においては、それぞれの子供の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、学びの場の変更ができるなどを、全ての関係者の共通理解とすることが重要である。

(個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用)

- 個別の教育支援計画（学校と関係機関等との連携の下に行う当該児童生徒等に対する長期的な教育的支援に関する計画）は、障害のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な支援を行うことを目的として作成するものである。
- 平成30年の学校教育法施行規則の一部改正により、特別支援学校に在学する幼児児童生徒、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒について、個別の教育支援計画の作成と活用が義務付けられている。また、学習指導要領においても、個別の教育支援計画の作成と活用する事が義務付けられるとともに、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒のについても、個別の教育支援計画の作成と活用に努めることが示されている。
- 障害のある児童生徒等については、学校生活のみならず、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることから、各学校においては、個別の教育支援計画について、本人や保護者の同意を得た上で、進学先等に適切に引き継ぐよう努める必要がある。また、各自治体の関係部局や関係機関等が連携し、就学、進学、就労等の際に円滑に引き継ぐことができる体制の構築に努めることも重要である。
- なお、国からは「個別の教育支援計画の参考様式について（事務連絡）」（令和3年6月30日）が発出されており、これを参考として、各学校や教育委員会において定めている「個別の教育支援計画」の様式を可能な限り域内においてより標準化して充実する方向で活用し、学校や学級担任等が代わっても、教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容の提供が、切れ目なく確実に引き継がれるよう努めていくことが重要である。

- また、個別の指導計画は、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導を充実させるため、各学校や多様な学びの場で編成されている教育課程を具体化するためし、各教科等の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、適切かつきめ細やかに指導することを目的として作成するものである。
- 学習指導要領においては、特別支援学校に在学する幼児児童生徒に加え、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒についても、個別の指導計画を作成し活用することが義務付けられるとともに、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の各教科等の指導に当たっても個別の指導計画を作成し活用することに努めることが示されている。
- 通級による指導において作成・活用する個別の指導計画の中には、通常の学級で通級による指導の効果を活かすことができるよう書式等を工夫し、学級担任が目標、内容、評価を書き込むことができるようとした連携型のものもある。このような個別の指導計画は、通級による指導で行ったことや、その指導を通常の学級でどう活かしていくのかが明らかとなるなど有効であり、その活用を促進する必要がある。
- なお、調査結果では、「『個別の教育支援計画』を「作成している」との回答については、小中学校（推定値 18.1%）、高等学校（推定値 10.5%）であり、「『個別の指導計画』を「作成している」との回答については、小中学校（推定値 21.4%）、高等学校（推定値 10.8%）となっている。
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の割合が、同計画の作成が義務付けられている通級による指導を受けている児童生徒の割合（小中学校：推定値 10.6%、高等学校：推定値 5.6%）よりも高くなっていることから、同計画の作成に関する意識の高まりや意義の重要性について理解が広まっている状況も伺えるが、著しい困難を示す児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を充実させるためには、これらの児童生徒に対する同計画の作成が求められる。

(外部機関等との連携)

- 調査結果では、「専門家（特別支援学校、巡回相談員、福祉・保健等の関係機関、医師、スクールカウンセラー（SC）、作業療法士（OT）など）に学校として、意見

を聞いているか」という設問に対しては、「定期的に聞いている」との回答が、小中学校（推定値 14.8%）、高等学校（推定値 9.9%）となっている。

- 福祉機関等の外部機関との連携について実施している学校はあるものの、まだまだ十分とは言えない状況であることが伺える。必要な時に外部の専門家や関係機関等（以下、「専門家等」という。）から支援を得るためにには学校が専門家等外部機関等の情報を把握しておくことが大切であり、これらの情報を活用して外部機関等専門家等に教員が相談しやすい体制を構築するなど校内で資源の活用方法を考えておくことが必要である。~~また、必要な時に外部機関等に支援を求めるだけではなく、外部機関等から学校に恒常的に助言や支援がなされる体制についても構築しておくことが求められる。~~
- また、必要な時に専門家等に支援を求めるだけではなく、恒常的に助言や支援がなされるよう、常日頃から学校のこと（教育課程や学習指導要領に定められた指導目標・指導内容等）をよく理解してもらうなど、専門家等と学校との双方向での連携を強化しておくことが重要である。

＜具体的な方向性＞

- 校長は、学校教育目標等において特別支援教育に関する目標を適切に設定するとともに、学校評価の項目・指標を必ず盛り込むこと。
- 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを核として全教職員で組織的に対応する校内支援体制の確立を図るとともに、その中心となる校内委員会の在り方について再点検する必要がある。
- 校内委員会は、今回の調査結果を踏まえ、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒を幅広く支援の対象とともに、当該児童生徒がどの程度の支援を必要としているのかを把握し、通常の学級の中でできうる方策を検討した上で、通級による指導や特別支援学級の必要性を検討していくことを求める。
- 校長は、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付け、校内委員会においてその役割を十分に果たせるよう体制を整えるとともに、専門性の確保にも努める。
- 教育委員会は「個別の教育支援計画」の様式を可能な限り域内においてより標準化して充実する方向で活用し、学校や、担任等がかわっても、教育上の合理的

配慮を含む必要な支援の内容の提供が、切れ目なく確実に引き継がれるよう努める。

- 通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を充実させるためには、これらの児童生徒が通級による指導の対象となっていない場合であっても個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用を進める。
- 学校に恒常に助言や支援がなされるよう、専門家等と学校との双方向での連携強化を図る必要がある。

3. 通級による指導の充実

(通級による指導を受けている児童生徒数等)

- 義務教育段階において平成5年度に制度化された通級による指導については、平成18年のに、学校教育法施行規則を改正によりし、学习障害（LD）及び注意欠陥多動性障害（ADHD）が新たに追加され、現在、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学习障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱及び身体虚弱が対象となっている。対象とされた。また、高等学校においても、小中学校と同様に、通級による指導のニーズが高まっていることを踏まえ、平成30年度から制度化されている。
- これらの制度改正及び保護者等の特別支援教育に関する理解増進と相まって、通級による指導の対象者は、年々増加の一途をたどり、義務教育段階においては、制度化の初年度約1.2万人であったものが、令和2年度には約16.3万人にまで増加している。一方で、高等学校においては、通級による指導が必要と判断された生徒2,400人中、実際に通級による指導が行われた生徒は1,300人（令和2年度文部科学省調査）にとどまっている実態がある。

(通級による指導の意義・課題等)

- 通級による指導は、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行うものであり、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うこととするものである。

- 本人や保護者が通級による指導の仕組みや意義等を理解し、納得した上で指導を行い、通級による指導を活用して良かったという成果を出すことが重要であるとともに、通級による指導で学んだことが、在籍学級、学校での学習や生活の向上につながっていることを実感するとともに、将来の生活につながっていくことを理解することが、当該児童生徒が通級による指導を主体的に受けることにつながる大切な視点である。
- 通級による指導は特別支援学校学習指導要領の「自立活動」の内容を参考に指導を行うべきところであるが、単なる各教科の遅れを補充する指導を行っている学校もあるので、通級による指導の目的等について改めて認識する必要がある。
- 一方、通級による指導を受けることが適切と思われるにも関わらず、様々な理由により受けていない児童生徒が存在していることや、小学校のにおいて通級による指導を受ける児童生徒教室が増える一方で、中学校では余り伸びていない実態がある。そのような児童生徒が、通級による指導を受けたいと思えるシステム作りや、受けたいというニーズがある場合に確実に受けることができるよう、場の確保等の量的な拡大も急務である。
- また、通級による指導については、例えば、特別支援学級を多く設置している自治体では通級指導教室の設置が少ない場合や、本来は児童生徒の障害の状態等に応じて決められるべき指導の内容等が、通級による指導の時間数等の自治体での運用ルールや環境、体制に左右されてしまっている現状があるなど、自治体によって、その運用に差があると思われる。

(通級による指導の実施形態等)

- 通級による指導の実施形態としては、児童生徒が在籍する学校で受ける「自校通級」、児童生徒が通級指導教室を設置している他の学校に通級する「他校通級」及び通級指導教室担当教員等が対象の児童生徒の在籍する学校へ巡回する「巡回指導」の3つのパターンが存在し、それぞれに以下のようなメリットや課題等が存在している。

形態	メリット	課題等
自校通級	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や対象児童生徒に通学の負担なし ・対象児童生徒が慣れた環境で安心して受けられる ・通級指導教室担当教員と通常の学級の担任等との連携等が取りやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的な抵抗なく別教室に通える工夫が必要
他校通級	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童生徒が少ない学校でも実施可 ・グループ指導が実施しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者による送迎が必要など保護者や対象児童生徒の負担大 ・通級指導教室担当教員と通常の学級の担任等との連携等に時間を要する ・心理的な抵抗なく別の学校へ通える工夫が必要
巡回指導	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童生徒が少ない学校でも実施可 ・通級指導教室担当教員と通常の学級の担任等との連携等が取りやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等で通級指導教室担当教員の負担大 ・旅費の計画的な措置が必要 ・通級指導教室担当教員への兼務発令等による指示・命令権限の明確化が必要 ・心理的な抵抗なく別教室に通える工夫が必要

- これらのメリット・課題等を踏まえると、通級による指導の実施形態については、他校通級に伴う児童生徒や保護者の送迎等の負担を軽減することや、児童生徒が在籍校の慣れた環境で安心して指導を受けられるようにするために、自校通級や巡回指導を一層促進させる必要がある。ただし、障害の特性による指導効果や本人・保護者の意向等により他校通級を望む場合もあることから、それぞれの実情に応じた柔軟な対応が求められることに留意する必要がある。
- また、自校通級や巡回による指導の実施形態が増えていることが、ここ数年の通級による指導を受ける児童生徒数の増加要因にもつながっていると考えられ、これらの実施形態を更に促進させることが重要である。

- なお、通級による指導の対象となる児童生徒について、児童生徒が通学する小中学校に通級による指導の場を設けることが容易でない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切ではない。
- 国においては、自校通級や巡回指導の先進的な取組を行っている自治体の優良事例等を収集し周知するとともに、巡回指導担当教員と巡回先の学級担任等との連携の在り方をはじめ、効果的な巡回指導の方策についてモデルを構築し、それを全国に普及することが求められる。併せて、現在進行中の小中学校の通級による指導の担当教員の基礎定数化（H29年度～R8年度）を着実に進めるとともに、自校通級や巡回指導を促進する自治体に対し支援することが求められる。
- 通級による指導の開始と終了やその期間の判断については、教育相談や面談等により、通級による指導の仕組みや必要性について、本人や及び保護者と十分に相談の合意形成をし進めた上で、校内委員会で通級による指導が必要とされた判断した場合には、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成し、指導を開始する。終了の時期際についておいても、開始時と同様に本人・保護者と十分に相談し、校内委員会において慎重に検討し判断する必要がある。
- また、GIGAスクール構想の下に、学校現場では1人1台のICT端末や高速ネットワークが整備されるなど、学校におけるインフラ整備が進む中、自立活動についても、ICTを活用しオンラインで数人一緒に学習するといった工夫もあり得のではないかと考えられる。特に、弱視や難聴をはじめとする在籍者数の少ない障害種の児童生徒や担当教員にとっては、ICTを活用したオンラインでの指導や支援は、通級による指導を実施するための有効な手段になる。
- さらには、通級による指導の実施形態によらず、当該児童生徒が通級による指導を受けやすくなくするためにも、周囲の児童生徒に対する障害の特性や障害に対する理解啓発を進めることが大切である。

<具体的な方向性>

- 国において、自校通級や巡回指導の先進的な取組を行っている自治体の優良事例等を収集しそれを周知するとともに、令和5年度実施予定の「効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業」を活用し、効果的な巡回指導の在り方について研究し、その成果を全国へ普及させる。
- 併せて、小中学校の通級による指導の担当教員の基礎定数化（H29年度～R8年度）を着実に進めるとともに、自校通級や巡回指導を促進する自治体に対し支援することが求められる。
- 特に、障害の特性等に応じて有効と考えられるオンラインを活用した自立活動に係る実施方法等について、好事例の横展開など、その普及を図る。
- 校長は、通級による指導の対象児童生徒が、通級による指導を受けやすくなるためにも、周囲の児童生徒に対する障害に対する理解啓発を推進する必要がある。

(通級による指導の評価・検証)

- 通級による指導の内容について、児童生徒にとって本当に必要な内容か、児童生徒に何を目標として何を学ばせるために何を指導したのか、その結果はどうだったのかという評価・検証が必要である。特に、将来の自立や社会に出て行くため参加に必要な力について考えたうえで、実際にそれ資質・能力との関係から、効果的な指導ができているのかという視点は大切である。
- また、同じ発達障害の診断がなされた児童生徒でも、一人一人の教育的ニーズが異なり、置かれた環境にも影響されやすいことから、通級による指導を行う際には障害の状態等の把握のみならず、周りの児童生徒との関係や教員との関係、在籍しているクラスでの状況等、様々な要因についても把握することが重要である。
- これらの評価・検証を行うに当たっては、校内委員会において実施し、指導効果等の実態の把握や評価・検証、それを踏まえた具体的な対応等を検討する際には、外部の専門家等の活用を図ったりするなど、校長のリーダーシップの下に、組織的に進めることが大切である。

(通級による指導を担当する教員等の専門性向上)

- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のために学校教育が果たすべき役割や、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の増加を踏まえ、管理職校長をはじめ、通級による指導を担当する教員、通常の学級担任等、全ての教師が、特別支援教育に関する理解を深め、専門性を高めることが重要となっている。
- 特に、通級による指導を担当する教員においては、単純に障害の特性に関する専門性が高いのみでなく、個々の児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた多様かつ柔軟な指導方法を併せ有するとともに、通常の学級担任等への助言・提案力が求められ、どのように通常の学級で実行可能な手立ての提案ができるか、通常の学級と連携・協働できるか、という観点でのスキルの向上が大切である。
- 他方、通級指導教室の増加とともに特別支援教育に関する経験の浅い教員が通級による指導を担当する場合も増え、自立活動の指導について十分に理解しないまま指導する教員や、それを指導する管理職の在り方等が課題となっている。とりわけ、通級による指導を初めて担当する教員は、教科と自立活動の指導目標までの設定に至る手続きの違いや、それに伴い指導内容が児童生徒一人一人で異なるあらかじめ決まっていないこと等に対する不安がある。このため、各自治体や学校においては、例えれば大学等とも連携し、特別支援教育や自立活動に関する研修会、研究会及び成果発表会など、教員の指導力を高める実践的な取組を行うことが重要である。
- 通級による指導では、O J T (On the Job Training : 仕事の遂行を通して訓練をすること)での教員育成が非常に重要である。また、特に、巡回指導を担当する教員は、自校においても巡回先においても同僚との人間関係の構築や、自らの業務内容の相談に当たって困難を抱えているケースが少なくない。そのため、管理職において教育委員会や校長は、通級指導教室担当教員を複数名配置したり、各教室に特別支援学校や特別支援学級での教員経験や、一定のスキルや知識をもった教員を充てたりする等、人材育成を見据えた人事配置も求められるところである。
- 令和4年3月「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」報告（以下「検討会議報告」という。）においては、全ての新規採用職員が概ね10年以内に特別支援教育を複数年経験することとなるよう人事上の措置を講ずること

や、管理職の登用等に当たっては特別支援教育の経験も含めて総合的に考慮すること、特別支援学校の教師の免許保有率100%を目指した取組を進めること、国内での地域ブロック単位で遠隔メディアシステムの活用等により大学間で連携し、教師になろうとする者が5つの障害領域を計画的に取得できるよう取組を進めることなどの方向性が、令和6年度からの実現に向けて示されている。

- 同時に文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長連名通知において、検討会議報告の趣旨を踏まえた取組を各教育委員会等に要請するとともに、教職員の人事行政に係る通知においても、管理職の登用等に当たって特別支援教育の経験を考慮することや特別支援教育に係る経験を有する教師を増やすための取組を促進することについて要請を行っている。
- これらを踏まえた各教育委員会における取組状況について文部科学省において調査（令和4年5月時点）したところ、管理職選考において、特別支援教育の経験等の情報を把握・管理している教育委員会は全体の約2割となっており、そのうちの約6割の教育委員会が、把握・管理した情報を管理職選考において考慮しているとなっている。一方で、情報を把握・管理していない教育委員会は全体の約8割に上り、そのうち、今後情報を把握・管理する予定がある教育委員会は約1割にとどまるなど先の通知の趣旨が十分に伝わっていない結果となっている。
- 特別支援教育の対象となる児童生徒が増加する中、各学校内の特別支援教育体制の整備や教師の専門性向上には、管理職自身の特別支援教育に関する理解と経験、リーダーシップが不可欠であるが、実態としては、特別支援教育に携わった経験の無い校長が、特別支援学級が設置されている小中学校でも7割を超えており、現在、約8割の小中学校等に特別支援学級が設置されており、多くの小中学校等で特別支援学級等での教職経験の無い校長が特別支援教育を含めた学校経営を行っていることになる。これらの状況を踏まえれば、任命権者としては、管理職登用に当たり特別支援教育の経験も含めて総合的に考慮する必要がある。
- 今後、国においては、各自治体における令和6年度からの検討会議報告の実現に向けて、管理職の登用等に当たって特別支援教育の経験を考慮することや、特別支援教育に係る経験を有する教師を増やすための取組を一層促進する必要がある。

- なお、我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして設置されている（独）国立特別支援教育総合研究所は、特別支援教育に関する実践的な研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うことなどにより、特別支援教育の振興を図ることが求められている。特にこれまで開発・提供してきた「NISE学びラボ（特別支援教育eラーニング）」をはじめとするオンラインでの学習コンテンツは、地域を問わず研修の機会を広げる上でも非常に有用であるとともに、通級による指導において理解が不可欠な自立活動や、視覚障害、聴覚障害等の在籍する児童生徒数が少ない障害種についての理解を深める上でも重要なツールになる。
- 今後、同研究所においては、教師等が主体的に活用しやすい仕組みの構築やコンテンツを一層充実させることにより、通級指導教室担当教員の専門性を高めるとともに、通常の学級の教員や特別支援教育支援員、特別支援教育コーディネーター、管理職校長など、全ての特別支援教育関係職員が特別支援教育に関する理解を深め、通級による指導の充実につなげていくことが求められる。

<具体的な方向性>

- 教育委員会や学校においては、大学等とも連携し、特別支援教育や自立活動に関する研修会、研究会及び成果発表会など、教員の指導力を高める実践的な取組を行うことが求められる。
- 通級による指導の充実を図るため、教育委員会や校長は、通級指導教室担当教員を複数名配置したり、各教室に特別支援学校や特別支援学級での教員経験や、一定のスキルや知識をもった教員を充てたりする等、OJTでの人材育成を見据えた人事配置が求められる。
- 国においては、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告（令和4年3月）」を踏まえた、管理職の登用をはじめ特別支援教育に係る経験を有する教師を増やすための取組について、各自治体における令和6年度からの実現に向けて一層促進させる必要がある。
- また、管理職校長をはじめとする教員の発達障害を含む特別支援教育に関する理解啓発・専門性向上のための体制構築のモデルを研究し、その成果を普及させる。
- （独）国立特別支援教育総合研究所においては、通級による指導を担当する教員をはじめ、特別支援教育に携わる教員の専門性向上のため、「NISE学びラボ（特別支援教育eラーニング）」などオンライン学習コンテンツの一層の充実を図ることが期待される。

4. 高等学校における通級による指導の充実

- 高等学校における通級による指導は、平成30年度から制度化され5年が経過しており、通級による指導を受けた生徒からは自分自身の強みと弱みを知ることができたという声、教員や保護者からは発達障害等への理解の深まりや、子供が自分と向き合うことで成長したという声が聞かれるなど一定の成果が上がっている。その一方で、高等学校では通級による指導が開始されて間もないため、発達障害等のある児童生徒に対する指導経験等が十分蓄積されていないなど、義務教育段階とは異なる課題も抱えている。そのため、本項では、前述の「3. 通級による指導の充実」に加え、高等学校の通級による指導における特有の事項について記載する。
- 直近の調査（令和2年度文部科学省調査）では、全国の高等学校等において、通級による指導が必要と判断した生徒2,400人中、実際に通級による指導が行われた生徒は1,300人であり、実際に通級による指導を行わなかった生徒は1,100人となっている。その理由としては、「本人や保護者が希望しなかった」（40.8%）、「通級による指導の担当教員の加配が措置されなかつたつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかつたため」（16.5%）の順となっている。
- また、令和4年度に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒数に関する調査」結果では、高等学校において、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた生徒（推定値：2.2%）のうち、通級による指導を受けている生徒の割合は、推定値5.6%となっており、高等学校における通級による指導の充実を図ることについて本調査の実施に係る有識者会議から指摘されている。
- 通級による指導を受けたい生徒のニーズがあるにもかかわらず、担当教員の配置等の体制の問題により受けることができない状況を改善するためにも、担当教員の配置を含めた高等学校における通級による指導体制をそのニーズに合わせていく必要がある。
- 一方で、小中学校の通級による指導の担当教員については、平成29年度から令和8年度にかけて、それまでの加配定数による予算措置から、対象となる児童生徒13人に対し1人の教員が措置される基礎定数化が進められている。これにより、学校

の設置者である教育委員会や校長は、計画的かつ安定的に通級による指導の担当教員を配置することが可能となる。現在、高等学校においては、地方財政措置により毎年度加配定数措置（R5年度措置予定数：348人）がなされているが、通級による指導の担当教員が計画的かつ安定的に配置ができるよう検討する必要がある。

- また、小中学校等の特別支援学級や通級による指導で様々な指導を受けていた生徒が、高等学校において指導を受けるに当たって、小中学校等での指導や合理的配慮の提供などが十分引き継がれていないとの状況もある。文部科学省において実施を予定しているモデル事業の成果の展開を図るとともに「個別の教育支援計画」やこれまで各地域で共有されてきた関連資料を活用し、小中学校等での指導を高等学校での指導につなげていく仕組みを構築することが、高等学校における通級による指導を充実させる上でも重要となる。
- なお、地域によっては、特別支援教育に関する専門的知見と経験等を有する特別支援学校が組織的に高等学校を支援できるよう、特別支援学校を中心としたエリア内の高等学校を支援するネットワークを形成している。高等学校における通級による指導を充実させるためには、このような取組も有効であると考えられる。

＜具体的な方向性＞

- 高等学校の通級による指導については、義務教育段階の通級による指導との関係等にも留意しつつ、支援スタッフも含めた指導の実態等を把握した上で、潜在的な対象者数も踏まえた教員定数措置を含めた指導体制等の在り方の検討を進める必要がある。

5. 特別支援学校の専門性を活かした取組等

(特別支援学校のセンター的機能の充実)

- 平成18年度の学校教育法等の一部改正により、小中学校等の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする子供の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努める「特別支援学校のセンター的機能」が位置付けられ、97.1%の公立の特別支援学校で、センター的機能を主として担当する校務分掌・組織が設けられている（平成30年度・文部科学省調査）。

- 特別支援学校のセンター的機能の類型は、平成17年の中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」では、以下の通り整理されており、各学校においてそれぞれの取組が進められている。

①小中学校等の教員への支援機能、②特別支援教育に関する相談・情報提供機能、
③障害のある児童生徒等への指導・支援機能、④関係機関等との連絡・調整機能、
⑤小中学校等の教員に対する研修協力機能、⑥障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能

- 特別支援学校のセンター的機能について、公立の特別支援学校の状況（平成27年度・文部科学省調査）としては、①小中学校等の教員への助言等の支援状況については延べ約14万5千件、②特別支援教育に関する相談・情報提供について、子供や保護者からの相談については延べ約13万3千件であった。①②それぞれ、1校当たり年間約140件を超える相談を受けていることになる。また、相談についての障害種別では知的障害が最も多く、次いで情緒障害や発達障害が多くかった。相談内容は「指導・支援に係る相談・助言」が最も多く、次いで「障害の状況等に係る実態把握・評価等」、「就学や転学等に係る相談」となっている。

③障害のある児童生徒等への指導・支援状況については、自校以外に在籍する子供への直接的な指導を実施している特別支援学校は全体の約4割で3割を超えており、そのうち特別支援学校へ来校してもらい教育課程外で個別指導を行っているケースが約7割、特別支援学校に「通級指導教室」を設置して指導を行っているケースが約3割であった。また、小中学校等を巡回し、教育課程外で個別指導を行っているケースが約3割、小中学校等に設置している「通級指導教室」を巡回し指導を行っているケースも約1割あった。

④関係機関等との連絡・調整状況については、特別支援学校の約8割が特別支援連携協議会等機関間の連携の仕組みに参画しており、これらのネットワークを地域の小中学校等の支援に活用している学校は5割程度あった。

⑤小中学校等の教員に対する研修協力状況については延べ約1万1千件あった。

⑥障害のある児童生徒等への施設設備等の提供状況については、自立活動関係教室等の施設設備や教材の貸出し等を行っている例が延べ約1万5千件あった。

- 以上の調査結果からも、特別支援学校が有する特別支援教育に関する専門的な知見や経験及び施設等を活かした小中学校等へのセンター的機能が発揮されている状況が見て取れる。特に、特別支援学校に「通級指導教室」を設置し指導を行っている場合など、自校以外の障害のある児童生徒等への直接的な指導や支援を実施している特別支援学校は全体の3割を超えていた。その一方で、公立の特別支援学校における特筆すべき課題として、「地域の相談ニーズへ応えるための人材を校内で確保すること」及び「多様な障害に対応する教員の専門性を確保すること」が挙げられるなど、センター的機能を発揮するための人材の確保等に関するものであった。
- 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターは、特別支援学校がセンター的機能を効果的に発揮するための重要な役割を担っており、地域によっては、域内の教育資源の組合せの中でコーディネーター機能を発揮し、指導・支援機能を拡充するなどの取組も推進されるなど、その運用や役割等について様々な特色が見られる。就学相談や就学支援のみならず、市町村教育委員会への支援、交流及び共同学習の充実に向けて活用も期待される。これらの重要な役割を果たすためにも、校長は、適任者を指名するとともに、研修等を通じた専門性の確保を図ることが求められる。
- なお、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱については、通級による指導の対象である障害種となっているものの、その指導を受けている児童生徒数が少なく、これらを対象障害種とする通級指導教室が設置されていない自治体があることや、障害種について専門性のある指導主事や、その障害の状態等に応じた自立活動の指導ができる教員が不足していることなど、当該障害のある児童生徒が十分な支援を受けられずに取り残されてしまっている現状がある。障害の種類によって対応に差異が生じることのないよう、特別支援学校のセンター的機能の発揮により、小中学校の教員・保護者・児童生徒への支援等に係る機能の一層の充実を図ることが強く求められる。

(通常の学級に在籍する第22条の3に該当する障害の程度の児童生徒への支援)

- 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、公立の小中学校に在籍する児童生徒数について、文部科学省の調査（令和元年度の状況）では、小学

校への在籍児童は17,202人、うち15,858人（92.2%）が特別支援学級に在籍、1,344人（7.8%）が通常の学級において、通級による指導や合理的配慮を含む必要な支援を受けながら在籍している。同様に中学校への在籍生徒は5,638人、うち4,914人（87.2%）が特別支援学級に在籍、724人（12.8%）が通常の学級において、通級による指導や合理的配慮を含む必要な支援を受けながら在籍している状況にある。

- 平成25年の就学先決定に関する制度の見直しにより、就学先の決定に当たっては、本人・保護者の意見を最大限尊重することとなっており、公立の小中学校において、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒については、小・中学校へ一定数程度就学している状況である。
- これらの児童生徒に対しては、特別支援学校のセンター的機能としての特別支援教育の専門性を有する教員による指導や支援、通級による指導、特別支援教育支援員の配置、教室内における障害の程度等に応じた合理的配慮などの支援が行われているが、更なる充実を図ることが求められる。
- なお、障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズを把握し、障害の状態等の変化に応じて適切な教育を行うためには、就学前、就学時のみならず、そして就学後も引き続き継続して教育相談を行う必要ことが重要である。そのためには、学校内の特別支援教育に関する体制を整備しながら、教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを定期的に行い、支援の目標や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容についての評価に基づき、必要に応じて個別の教育支援計画や個別の指導計画の見直しを行うとともに、学校や学びの場を柔軟に変更できるようにしていくことが重要である。

＜具体的な方向性＞

- 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当しつつ、通常の学級
小中学校で学ぶ児童生徒に対しが多く存在しているもの、十分な指導を受けられてい
ない状況等を生じさせないよう踏まえ、小中学校等への特別支援学校のセ
ンター的機能の充実を検討する必要がある。

(特別支援学校を含む複数校が一体的に取り組む特別支援教育体制の構築)

- 「はじめに」の冒頭で触れたとおり、これまで就学先決定の仕組みの見直しを図つてきているが、障害のある児童生徒やその保護者のニーズは更に多様化してきている。昨年の国連障害者権利委員会の総括所見において、よりインクルーシブな取り組みを求める勧告がなされたのはこのような背景を踏まえたものであると考えられる。
- インクルーシブ教育システムとは、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備しつつ、どの場であっても障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り共に学ぶ環境を整えるものであると考える。一般に、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が在籍している小中学校ではその環境を整えやすいが、障害のある児童生徒のみが在籍している特別支援学校では、その立地場所も影響し難しい場合がある。その結果、特別支援学校においては、例えば年に一度の文化祭等で地域の小中学生を招待するにとどまるなど、必ずしも十分でない状況が見られる。
- また、中学校まで特別支援教育を受けていた生徒の高等学校での生活や、後述する知的障害を対象とした通級による指導など、現在の制度の狭間というべき新たな課題も生じている。各関係者においては、例えば、同じ敷地内で特別支援学校の高等部と定時制高等学校を設置し、両校を、校長をはじめとする教師が兼務することにより柔軟な運用を図るなど、独自の工夫がなされている自治体もある。国においてもよりインクルーシブで、多様な教育的ニーズに柔軟に対応し、障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高める取組が必要であると考えられる。
- そのため、将来的に、現在の学校や多様な学びの場を維持しつつ、特別支援学校が有する特別支援教育に関する専門的な知見や経験及び施設等のリソースを活かし、自治体等の判断により、特別支援学校と小・中・高等学校のいずれかを、例えば、「一体化する共生教育の推進学校（仮称）として一体化モデルを創設することも可能とする制度設計を念頭に置いた取組を進めることが必要と考えられる。
- 具体的には、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程と及び指導体制の実現を目指し、特別支援学校を含めた2校以上で連携してそれぞれの学校が有する教育成果等を高め合いながら取り組もうとする教育委員会及び学校をモデル事業として支

援することにより、一つの新たな可能性を示すべきではないかあり、その成果を踏まえ、制度化に向けたも含めた更なる検討が可能であると考えられる。

<具体的な方向性>

➤ よりインクルーシブで、多様な教育的ニーズに柔軟に対応し、障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校を含めた2校以上の学校を一体化することも可能とする制度設計を念頭に置いたモデル事業の実施共生教育の推進モデルの創設を検討すること。

(知的障害を対象とした通級による指導)

- 公立の小中学校のにおける通常の学級において、特別支援学校の障害の程度に該当する知的障害のある児童生徒は、文部科学省調査（令和元年度）では、824人在籍している実態があるが、知的障害のある児童生徒は、現行制度においては通級による指導の対象となっていない。知的障害のある児童生徒については、学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な指導は、生活に結びつく実際的・具体的な内容を継続して指導することが必要であることから、一定の時間のみ取り出して行うことにはなじまないことや、小集団における発達段階に応じた特別の教育課程・指導法が効果的であることなどが理由として挙げられている。
- 一方で、地方からの提案等に関する対応方針等（平成27年12月22日閣議決定）において、知的障害のある児童生徒に対する通級による指導について、地方公共団体の参加を得て実践研究を行う方針が示されたことを踏まえ、現在、文部科学省において、通常の学級に在籍する知的障害のある児童生徒に対する通級による指導を行う研究事業を自治体等に委託（令和3・4年度）して実施しているところである。
- 研究事業の途中段階での取組状況として、通級指導担当教員が通常の学級における必要に応じた支援や、特別支援教育支援員などの配置による支援、外部の専門家による助言等を通じ、学校全体として組織的に対応することで一定の成果を上げることができたとの意見がある一方で、この成果は、学校全体として様々な取組を行った結果であり、通級による指導だけの成果なのかどうかということについては、研究事業の成果報告等を踏まえ慎重に見極める必要があるとの意見もあった。
- 現時点で全国の小中学校で知的障害を対象とした通級による指導を導入した場合、教科指導の補充という誤った運用を助長しかねないところ、先述前述の共生教育の

推進学校（仮称）構想モデルにおいては、様々な障害の程度等の児童生徒が在籍するとともに、専門性の高い教員も在籍することを想定しているため、この実現のためには適切な場であると考えられる。

- これらのことから、現在進行中の研究事業の検証も踏まえ、共生教育の推進学校（仮称）構想に向けたモデル事業の中でにおいて、教育課程の在り方を含め、試行錯誤を繰り返しながら、知的障害を対象とした通級による指導を実施することが適當である。

＜具体的な方向性＞

- 知的障害を対象とした通級による指導の制度化については、現在進行中の研究事業の検証も踏まえ、共生教育の推進学校（仮称）の中でモデルにおいて実現する。

6. おわりに

- 本検討会議は、通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒の増加等を踏まえ、これらの児童生徒に対する通級による指導の充実など、具体的な支援の在り方について検討するため、外部の有識者委員を交え、令和4年5月18日に文部科学省に設置され、これまで、自治体における通級による指導の取組事例等の発表やヒアリング、委員による専門的見地からの報告などを踏まえ、●回にわたり検討を積み重ねてきたところである。
- この間、同年9月9日には、国連の障害者権利委員会における対日審査に係る総括所見が公表され、また、12月13日には、文部科学省の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」が公表された。
- 本報告国においては、障害者権利委員会の勧告の趣旨を踏まえ、取りまとめを行ったところであるが、引き続き、インクルーシブ教育システムの理念の実現に向けて、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶための条件整備を進めるとともに、障害のある児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに柔軟

に対応し、障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小・中・高等学校のいずれかをの学校との一体化する的な連携を推進する「共生教育の推進学校（仮称）」構想モデルの創設実現に向けた取組に期待したい。

- また、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」を受け、本検討会議においては、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒に対する支援のため、校内委員会の機能強化等の具体的な方向性を示したところであり、各学校等においては、全ての学級に、これらの児童生徒が在籍している可能性があることを前提として、校長のリーダーシップの下に、教職員等が一丸となって、早急に、校内支援体制の一層の充実を図ることを求める。
- さらには、通常の学級には、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒以外にも、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱などの在籍者数の少ない障害のある児童生徒も同様に支援を求めている実態があることに留意し、これらの児童生徒に対してもこれまで以上に目を向け、通級による指導等の支援の充実を図ることを求める。
- 併せて、これらの特別な教育的支援を必要としている児童生徒へ一人一人の通級教育的ニーズによる応じた適切な指導等のや必要な支援の充実を図るために、管理職校長をはじめとする教職員及び、障害のない児童生徒に対し、障害特性や障害に対する理解を深める取組を進めるとともに、指導に当たる進め、障害のある児童生徒が特別な存在ではなく、当たり前に共存し、通級による指導などの特別な支援も、特別でないと受け止められる環境の醸成が重要である。
- 併せて、通級による指導を担当する教員の専門性や通常の学級担任等、教員の指導力教員の専門性を向上させることが最もも重要であり、ある。そのため、各教育委員会等におかれでは、令和4年3月の「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」報告で示された方向性の取組について、令和6年度からの実現に向けて一層の促進を求める。
- グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく変化しており、障害者の雇用環境も国内外を問わず多様化している。このような

社会の変化に対応するためにも、障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立や社会参加に向け、主体的に進路選択ができるよう、必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進が重要となる。

- 最後に、国においては、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備などを着実に進めていくことや、本報告に示した具体的な方向性を踏まえ、その実現を図るべく関連施策等の充実に努めるとともに、各自治体等における取組については、必要な助言等を行いつつ、その進捗状況等についてフォローアップを行っていくことを強く求める。